

水防法等の一部を改正する法律案要綱

第一 水防法の一部改正

一 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

1 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該施設の利用者の避難の確保のための訓練を実施しなければならないものとする。

2 市町村長は、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が当該施設の利用者の避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成していない場合において、必要があると認めるときは、当該施設の所有者又は管理者に対し必要な指示をすることができるとともに、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。

(第十五条の三関係)

二 浸水被害軽減地区の指定等

1 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類する土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができるものとする。

2 水防管理者は、1の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならないものとする。

3 浸水被害軽減地区において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日等を水防管理者に届け出なければならないものとする。

4 3の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土地の形状を変更する行為をした者等は、三十万円以下の罰金に処するものとする。

（第十五条の六から第十五条の八まで及び第五十四条関係）

三 大規模氾濫減災協議会等

1 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会を組織するものとする。

2 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとする。

(第十五条の九及び第十五条の十関係)

四 市町村長は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならぬものとする。

(第十五条の十一関係)

五 河川管理者の援助等

1 河川管理者は、二の1の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び四の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、1の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川協力団体に必要な協力を要請することができるものとする。

(第十五条の十二関係)

六 水防管理者から水防活動の委任を受けた者による緊急通行及び公用負担等

1 水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができるものとする。

2 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができるものとする。

3 水防管理団体は、1又は2の規定により損失を受けた者に対し、その損失を補償しなければならぬものとする。

(第十九条及び第二十八条関係)

七 その他所要の改正を行うものとする。

第二 河川法の一部改正

一 国土交通大臣は、都道府県知事等から要請があり、当該都道府県等における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事の実施体制等を勘案して、当該都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは管理する二級河川に係る一定の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事（いずれも高度の技術を要するもの等に限る。以下「特定河川工事」という。）を当該都道府県知事等に代わって自ら行うことが適当であると認められる場合においては、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができるものとする。

（第十六条の四関係）

二 河川協力団体は、第一の五の二の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じて協力するものとする。

（第五十八条の十関係）

三 一の規定により国土交通大臣が行う特定河川工事（二級河川の修繕を除く。以下この号において同じ。）に要する費用は、国が負担金等相当額（都道府県知事等が自ら当該特定河川工事を行うこととした場合に国が交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を、当

該都道府県等が当該特定河川工事に要する費用の額から負担金等相当額を控除した額を負担するものと
し、二級河川の修繕に要する費用は、当該都道府県等の負担とするものとする。

(第六十五条の三関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

第三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正

一 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

1 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用してしている者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該施設を利用してしている者の避難の確保のための訓練を実施しなければならないものとする。

2 市町村長は、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が当該施設を利用している者の避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計

画を作成していない場合において、必要があると認めるときは、当該施設の所有者又は管理者に対し必要な指示をすることができるとともに、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする事。

(第八条の二関係)

二 その他所要の改正を行うものとする事。

第四 独立行政法人水資源機構法の一部改正

一 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）は、都道府県知事等から要請があり、当該都道府県等における河川管理施設の改築若しくは修繕に関する工事又は災害復旧事業に係る工事の実施体制等を勘案して、当該都道府県知事等が管理する河川管理施設に係る一定の改築若しくは修繕に関する工事又は災害復旧事業に係る工事（いずれも水資源開発水系に係るものであつて、その実施が当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものであり、かつ、高度の技術を要するもの等に限る。）以下「特定河川工事」という。）を当該都道府県知事等に代わって自ら行うことが適当であると認められる場合においては、これを行うことができるものとする事。

(第十九条の二関係)

二 費用の負担又は補助

1 機構が特定河川工事を行う場合には、国が都道府県又は指定都市に対し交付すべき負担金又は補助金は機構に交付するものとする。

2 都道府県又は指定都市は、特定河川工事の実施に要する費用の額から1の負担金又は補助金の額を控除した額を機構に支払わなければならないものとする。

(第三十条の二関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

第五 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条及び第三条関係)

三 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第四条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第五条関係)